無線測位衛星業務
　１以上の宇宙局を使用する無線測位のための無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。
無線航行業務
　無線航行のための無線測位業務をいう。
無線航行衛星業務
　無線航行のための無線測位衛星業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。
海上無線航行業務
　船舶及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。
航空無線航行業務
　航空機及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。
航空無線航行衛星業務
　地球局が航空機上にあるときの無線航行衛星業務をいう。
無線標定業務
　無線標定のための無線測位業務をいう。
無線標定衛星業務
　無線標定のための無線測位衛星業務をいう。
気象援助業務
　気象（水象を含む。）上の観測及び調査のために使用する無線通信業務をいう。
地球探査衛星業務
　地球局と１又は２以上の宇宙局との間の次の事項を行う無線通信業務（宇宙局相互間の回線を含むことができる。）をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。
・　地球の特性及びその自然現象に関する情報を地球衛星上の能動検知器（電波の発射及び受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）又は受動検知器（天然源の電波の受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）から取得すること。
・　前述の情報と同種の情報を空中又は地表にあるプラットフォームから収集すること。
・　これらの情報を関係通信系の地球局に配布すること。
・　プラットフォームに対して質問すること。
気象衛星業務
　気象のための地球探査衛星業務をいう。
標準周波数報時業務
　一般的受信のため、公表された高い精度の特定周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、技術その他の目的のための無線通信業務をいう。
標準周波数報時衛星業務
　標準周波数報時業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。
宇宙研究業務
　科学又は技術の研究のために宇宙機その他の宇宙にある物体を使用する無線通信業務をいう。
アマチュア業務
　アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。
アマチュア衛星業務
　アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。
電波天文業務
　電波天文（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学をいう。）に使用する業務をいう。

２　この計画において法第26条第２項第２号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

無線局の目的	無線局の範囲
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第６号の電気通信業務並びに同法第164条第１項第１号及び第２号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。
公共業務用	人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること（放送事業用の無線局に該当するものを除く。）。
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務であって、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。
放送事業用	放送法（昭和25年法律第132号）第２条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。
小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること。 ア　施行規則第６条第１項第２号に規定するもの イ　法第４条第２号又は第３号に規定するもの
一般業務用	以上のいずれにも該当しないものであること。

３　無線局が割当てを受けることができる周波数は、第２に規定する周波数割当表に定めるものによる。ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第３に掲げるものとする。
４　航空機上の無線局が割当てを受けることができる周波数は、前項の規定に定めるもののほか、無線通信規則第41条の規定に従い、第２に規定する周波数割当表に掲げる海上移動業務又は海上移動衛星業務の無線局が割当てを受けることができる周波数を含むものとする。
５　法第27条の13第４項の規定により指定する周波数は、第４に掲げるものとする。
６　各無線局に対する周波数の割当ては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。
⑴　電波の型式、必要周波数帯幅、空中線電力、送信所及び受信所の位置、無線設備の特性、確保すべき電界強度及び混信保護比、隣接周波数に対する必要な周波数間隔、電波の伝搬特性その他技術的諸元
⑵　通信憲章、通信条約及びこれらに基づく無線通信規則の規定並びに無線通信規則の規定に基づく国際調整
⑶　前号に定めるもののほか、国際電気通信衛星機構に関する協定等、周波数の割当てに関する多国間又は二国間の取決め及びこれらに基づく調整、認定その他の必要な手続
⑷　第４に掲げる周波数
⑸　その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項